

「債務負担行為に基づく契約における特約条項」

(支払限度額及び出来高予定額)

第1条 各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

ただし、当該会計年度の前年度における支払未済額（前会計年度における支払限度額から前会計年度における支払額を控除した額をいう。）は、当該会計年度における支払限度額に加算するものとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(前金払の特則)

第2条 この契約に基づく前払金については、第35条第1項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条第6項中「その増加した額」とあるのは、「その増加した額のうち当該会計年度に係る部分の増加額」と、同条第7項中「その減少した額」とあるのは、「その減少した額のうち当該会計年度に係る部分の減少額」と読み替えて、この規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 受注者は、契約会計年度の翌年度以降に当該年度の当初前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に到達していることについて発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

3 前項の規定は、受注者が、前年度末における当該工事の部分払の請求のための既済部分に係わる検査により当該工事が前会計年度までの出来高予定額に達していることについて確認できる場合はこれを適用しない。

4 第1項の場合において、前会計年度末における出来高に相応する請負代金額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第36条第4項の規定を準用する。

(部分払の特則)

第3条 前会計年度末における出来高金額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。この場合における部分払金の額は、第39条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支

払いを請求することはできない。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高超過額} \times 9/10$$

- 2 前項の規定により、会計年度の当初に出来高超過額について部分払したときは、当該会計年度の前払金は、当該会計年度の出来高予定額から当該超過額を控除した額に対して算定するものとする。
- 3 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 39 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{出来高金額} \times 9/10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{\text{出来高金額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額})\} \times \text{当該会計年度前払金額} / (\text{当該会計年度の出来高予定額} - \text{出来高超過額})$$